百二十六　措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定　これらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円（その連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

第二条第百十三号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十四　措置法第六十八条の三の三第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百十二号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二　措置法第六十八条の三の二第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百十一号を同条第百二十号とし、同条第百十号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十九　措置法第六十七条の十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九号を同条第百十七号とし、同条第百八号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十六　措置法第六十七条の十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百七号を同条第百十四号とし、同条第百一号から第百六号までを七号ずつ繰り下げ、同条第百号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七　措置法第六十七条の二第一項の規定　その事業年度の所得の金額

第二条第九十九号を同条第百五号とし、同条第九十七号中「同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十六条第一項の規定により法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされた平成二十三年旧措置法第六十六条の十一の二第三項」を「同条第三項」に、「寄附金」を「その収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。次号イ及び第百四号イにおいて同じ。）に係る寄附金」に改め、同号を同条第百二号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧措置法」という。）第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　旧措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第二条第六号に規定する収益事業に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ　旧措置法第六十六条の十一の二第二項の規定　法人が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

百四　措置法第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ　措置法第六十六条の十一の二第二項（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人が支出した措置法第六十六条の十一の二第二項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

第二条第九十六号を同条第百一号とし、同条第六十三号から第九十五号までを五号ずつ繰り下げ、同条第六十二号及び第六十三号を削り、同条第六十号を同条第六十七号とし、同条第五十六号から第五十九号までを七号ずつ繰り下げ、同条第五十五号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二　措置法第五十七条の二第一項の規定　同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第五条第一項第二号ロ（認定特定非営利活動法人の役員等の範囲）に掲げる親族

第二条第五十四号を同条第六十号とし、同条第五十三号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九　措置法第五十七条の八第一項又は第十項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十二号を同条第五十七号とし、同条第四十八号から第五十一号までを五号ずつ繰り下げ、同条第四十七号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二　措置法第五十五条の六第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十六号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十五号を同条第四十九号とし、同条第二十四号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十三号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第二十二号を同条第二十五号とし、同条第二十一号を同条第二十四号とし、同条第二十号を同条第二十三号とし、同条第十九号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　措置法第四十四条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十六号を同条第十八号とし、同条第七号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六号中「措置法第四十二条の七第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の七第一項から」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「措置法第四十二条の五の二第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の五の二第一項から」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　租税特別措置法（以下「措置法」という。）第四十二条の五第一項又は第二項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

イ　措置法第四十二条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額）

イ　措置法第四十二条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額）

第二条第三号中「措置法第四十二条の五第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の五第一項から」に改め、同号イ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号ロ中「措置法第四十二条の五第二項」を「平成二十三年十二月改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　租税特別措置法（以下「措置法」という。）第四十二条の五第一項から「平成二十三年十二月旧